

## 平成27年度第5回教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成27年8月25日 午後2時55分

2. 場 所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

委員長	松尾光則
委員長職務代理者	種田勝
委員	小野寺由美子
委員	関村昭子
教育長	越秀敏

4. 説明のために出席した職員

学務課長	立花常喜
社会教育課長	山本功
共同調理場次長	佐々木順子
学務課長補佐	田村英典

5. 開 会

午後2時55分、平成27年度第5回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

8月25日の一日と決定する。

8. 報 告

○委員長

それでは、4. 報告に入ります。はじめに、報告第14号「教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し、説明する。

○委員長

報告第14号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、報告第15号「平成27年度矢巾町議会定例会8月会議について (1) 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について (2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し、説明する。

○委員長

報告第12号(1)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

報告第12号(2)について、報酬額はどのようにして決めたか。

○学務課長

岩手県の「講師報酬費支給基準」があり、その中で大学教授や弁護士等1時間当たり7,600円の基準がありました。会議は1回あたり2時間程度と考えておりますので、報酬日額15,200円となっております。

○委員長

報告第12号(2)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、報告第16号「平成27年度矢巾町一般会計補正予算第4号(教育委員会関係)について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し、説明する。

今回の補正予算は、全ていじめ問題対策委員会に関するものです。

○委員長

いじめ問題対策委員会はどのくらい期間がかかるか。

○教育長

滝沢市では8～9月頃から3月頃までかかっている。他市町村は10ヶ月かかったというところもある。

○委員長

報告第16号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

## 9. 議 事

○委員長

それでは、5. 議事に入ります。議案第11号「矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例施行規則について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読する。

○委員長職務代理者

施行日についてだが、「議決の日から施行する」が一般的である。遡って適用する場合は、施行日が本日で遡って適用させるやり方が一般的ではないか。

○学務課長補佐

当初は公布日が8月12日であり、町長部局の指示に従ったものです。調整させていただきたい。

○委員長

議案第11号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

それでは、お諮りいたします。議案第11号「矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例施行規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○委員長

次に、議案第12号「矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読する。

○社会教育課長

矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例は、昨年8月6日に例規審査委員会にかかり、町議会定例会9月会議において条例廃止されているところですが、施行規則が残っていました。施行日については、先ほど種田委員長職務代理者から指摘があったとおりなので、適切に修正します。

○委員長

議案第12号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

それでは、お諮りいたします。議案第12号「矢巾町屋外運動場照明施設設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○委員長

次に、議案第13号「矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読する。

○社会教育課長

議案第12号と同じく、条例廃止に伴う改正です。

○委員長

議案第13号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

それでは、お諮りいたします。議案第13号「矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○委員長

次に、議案第14号「申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読する。

○社会教育課長

議案第12号及び13号と同じく、条例廃止に伴う改正です。

○委員長

議案第14号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

それでは、お諮りいたします。議案第14号「申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

10. その他

○委員長

6. その他に入ります。報告(1)平成27年度矢巾町議会定例会9月会議提出議案について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○委員長

報告(1)について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、報告（２）町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長

別紙資料に基づき説明する。

○委員長

不登校生徒の状況について、矢巾中学校は閉じこもり型が多いが、矢巾北中学校は外出非行型が３件ある。これはみんな仲間か。

○学務課長

３人のうち２人は一緒に行動することがあります。

○関村委員

女子生徒が補導されたとあるが、補導された場所はどこか。

○学務課長

自宅です。

○委員長

報告（２）について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、報告（３）社会教育課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○委員長

報告（３）について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、報告（４）学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願いします。

○共同調理場次長

別紙資料により説明する。

○委員長

町内農産物の利用状況は例年に比べてどうか。

○共同調理場次長

少雨の影響で例年より低かったが、７月に入りまずまず良くなっています。

○委員長

報告（４）について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

9月15日に小学校陸上記録会が行われるが、郡中新人大会と重なってしまい、陸上記録会の挨拶に行けないため、どなたかに挨拶をお願いしたい。

○委員長

種田委員長職務代理者をお願いしたいが、無理なときは関村委員をお願いしたい。

○委員長

その他ございませんか。

(全員なしの声)

○委員長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後4時13分)

以上、会議の大要を記録しここに署名する。

平成27年 9月 25日

矢巾町教育委員会

委員長

松尾 光則

委員長職務代理者

種田 勝

委員

小野寺由美子

委員

関本 昭子

教育長

越 秀敏